

岩手県電源立地地域対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、発電用施設（発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号。）第2条に規定する発電用施設）の周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、市町村が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において岩手県電源立地地域対策交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年2月6日文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「交付規則」という。）、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象等)

第2 知事は、市町村が、交付規則第3条第1項第1号及び第6号から第9号に掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるための交付金を市町村に対して交付するものとし、その額は、交付対象事業ごとに、国から県に交付される額の範囲内で知事の定める額とする。なお、交付金の交付対象事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生じる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものとする。

2 事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費
 - ア 工事費
 - イ 用地費及び補償費
 - ウ 調査設計費
 - エ 設備費
 - オ 調査費、広報費及び研修費
 - カ 維持運営費
 - キ 事業運営費
 - ク 附帯雑費
 - ケ 一般事務費
- (2) 補助金
- (3) 出資金
- (4) 貸付金
- (5) 基金造成費（(3)に掲げるものを除く。）
 - ア 事業運営基金
 - イ 施設整備基金
 - ウ 維持補修基金
 - エ 維持運営基金

(交付の申請)

第3 規則第4条の規定による交付の申請は、別記様式第1号による交付金交付申請書2通（正本及び副本各1通）に様式第2号による交付金事業計画書を添えて、毎年5月15日（上期申請分）まで又は10月15日（下期申請分）までに知事に提出して行うものとする。

2 市町村は、前項の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費

税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第4** 知事は、第3第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により市町村に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による交付の決定を行うに当たっては、第3第2項に定める交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第3第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額について、交付金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第5** 規則第6条第1項の規定による条件は、次の各号によるものとする。
- (1) 第4第1項の規定による通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）の内容の変更又は交付対象経費の額の配分の変更をしようとする場合は、別表に定める軽微な変更を除き、別記様式第3号による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けること。
- (2) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第4号による交付金事業中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けること。
- (3) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告文書を提出してその指示を受けること。
- 2 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 交付金事業を行うため契約を締結する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定によること。
- (2) 第4第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付金事業者」という。）は、交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため別記様式5号による交付金調書を作成しておくこと。

(申請の取下げ)

- 第6** 交付金事業者であって、第4第1項の規定による通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある者は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により申請の取り下げをしようとする者は、第4第1項の通知があった日から10日以内に、別記様式第6号による届出書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 第7** 交付金事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、別記様式第7号による交付金事業実施状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

- 第8** 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第5第1項第2号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から20日を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する県の会計年度の3月20日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了する場合にあっては、3月25日）まで

に、別記様式第8号による交付金事業実績報告書2通（正本及び副本各1通）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税控除額を減額して報告しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による実績報告書を受領したときは、その内容の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金を交付するものとし、既に行った交付の決定の変更を要するときは第4第1項の規定の例により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額に対し、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 5 交付金事業者は、前項の返還が命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、未納に係る期間に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 6 交付金事業者は、第1項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日若しくは第5第1項第2号の規定による交付金事業の廃止の承認のあった日から80日を経過した日までに当該交付金事業の成果の評価を記載した別記様式第9号による交付金事業評価報告書1通を知事に提出しなければならない。
- 7 交付金事業者は、前項の規定により知事に交付金事業評価報告書を提出したときは、当該評価報告書をインターネットその他の方法により公表するものとする。
- 8 知事は、第6項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の内容をインターネットその他の方法により公表することができる。

(交付金の交付)

- 第9** 交付金は、交付金事業の完了確認後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、交付金の額の十分の九を限度とする額について概算払をすることができる。
- 2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払いを受けようとするときは、別記様式第10号又は第11号による交付金支払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

- 第10** 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式12号による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、期間を定めて当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。
 - 3 第8第5項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

(財産処分の制限)

- 第11** 規則第19条の規定により知事の承認を受けようとするときは、補助金に係る財産処分承認基準(平成21年11月2日予第174号)に定める財産処分承認申請書を知事へ提出することにより申請手続を行う。ただし、知事が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合、又は、処分しようとする財産が、不動産以外の設備その他の財産で取得価格及び効用の増加価格の単価が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 2 交付金事業者は前項の申請時に、知事からその他必要な書類の提出を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第11 知事は、規則第15条第1項によるほか、交付金事業者が第7、第8、第11の規定に違反した場合は、第4第1項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付事業の経理)

第12 交付金事業は、交付金事業の経理について、交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成20年3月24日資エ第463号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月23日環生第62号)

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

附 則 (平成22年9月14日環生第273号)

この要綱は、平成22年9月14日から施行し、平成22年8月31日から適用する。

附 則 (平成23年4月28日環生第53号)

この要綱は、平成23年4月28日から施行し、同月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月31日環生第585号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月10日環生第484号)

この要綱は、平成30年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

別表 (第5第1項第1号関係)

内容の軽微な変更	交付対象経費の額の配分の軽微な変更
次のいずれかに該当するものをいう。 1 事業内容の変更 補助目的に変更をもたらすものではない、事業の実施内容の細部の変更 2 額の変更 交付対象事業の交付対象経費の30%未満の変更	第2第2項に掲げる交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に係る配分額のいずれか低い額の15%以内の範囲での流用